

## 宇部市コミュニケーション支援促進助成金交付要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、障害のある人とのコミュニケーションを円滑にするための市内の事業者や市民活動団体等の取り組みを支援することにより、宇部市障害のある人へのコミュニケーション支援条例（平成29年条例第7号。以下「条例」という。）第4条第1項第1号に規定するコミュニケーション手段の普及と利用を促進することを目的とする。

### (用語の定義)

第2条 この要綱において使用する用語の意義は、特別の定めのある場合を除くほか、条例において使用する用語の例による。

### (対象者)

第3条 この要綱による助成を受けることができるもの（以下「対象者」という。）は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 事業者
- (2) 市内の地域団体
- (3) 市内に事務所を有する市民活動団体
- (4) その他市長が特に必要と認める団体等

### (対象経費)

第4条 助成の対象となる経費（以下「対象経費」という。）は、別表に掲げる経費のうち、助成の対象として市長が適当と認めるものとする。ただし、国又は県その他各種団体等が実施する補助事業により補助の対象となっている経費を除く。

### (助成金の額)

第5条 この要綱による助成金（以下「助成金」という。）の額は、対象経費の全額とする。ただし、別表に掲げる助成限度額を上限とする。

### (申請)

第6条 この要綱による助成を受けようとする対象者は、宇部市コミュニケーション支援促進助成金交付申請書（様式第1号）に、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 対象経費がコミュニケーションを円滑に行うための物品の作製費である場合
  - ア 仕様書
  - イ 対象経費の見積書
  - ウ その他市長が必要と認める書類
- (2) 対象経費が物品購入費である場合
  - ア 対象経費の内容がわかるカタログ等の写し

イ 対象経費の見積書

ウ その他市長が必要と認める書類

(3) コミュニケーション支援者の設置に係る費用である場合

ア コミュニケーション支援者の設置について支援の内容がわかる資料

イ 対象経費の見積書

ウ その他市長が必要と認める書類

(決定及び却下)

第7条 市長は、前条の申請を受けたときは、その内容を審査し、その結果、助成金の交付を決定したときは、宇部市コミュニケーション支援促進助成金交付決定通知書（様式第2号）により、助成金を交付しないときは、宇部市コミュニケーション支援促進助成金不交付決定通知書（様式第3号）により当該申請を行った対象者に通知するものとする。

(変更申請)

第8条 前条の規定により助成金の交付の決定を受けた対象者（以下「助成決定者」という。）は、申請内容に変更等が生じた場合には、宇部市コミュニケーション支援促進助成金変更等交付申請書（様式第4号）に、市長が必要と認める書類を添えて提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請を受けたときは、その内容を審査し、変更の可否を決定し、宇部市コミュニケーション支援促進助成金変更交付決定通知書（様式第5号）により、当該申請を行った助成決定者に通知するものとする。

(完了の報告)

第9条 助成決定者（前条第2項の規定により変更の決定を受けた助成決定者を含む。）は、コミュニケーションを円滑に行うための物品を作製、購入、もしくは、コミュニケーション支援者の設置をした日から起算して30日を経過する日、又は3月末日のいずれか早い期日までに、完了報告書（様式第6号）に、次に掲げる書類を添えて市長に報告しなければならない。

(1) 領収書

(2) その他市長が必要と認める書類

(助成金の額の確定及び交付)

第10条 市長は、前条の報告を受けた場合において、その内容を審査し、適当と認めるときは、助成金の額を確定し、宇部市コミュニケーション支援促進助成金額決定通知書（様式第7号）により、当該報告を行った助成決定者に通知するものとする。

2 前項の通知を受けた助成決定者は、速やかに宇部市コミュニケーション支援促進助成金請求書（様式第8号。以下「請求書」という。）により、市長に助成金を請求するものとする。

3 市長は、前項の請求を受けたときは、当該請求を行った助成決定者に助成金を交付するものとする。

(助成金の交付決定の取消し)

第11条 市長は、助成決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、助成金の交付決定の全部又は一部を取り消すものとする。

(1) 偽りその他の不正行為により助成金の交付決定を受けたとき。

(2) 助成金の交付決定の内容若しくはこれに付した条件又はこの要綱に違反したとき。

(助成金の返還)

第12条 市長は、前条の規定により助成金の交付決定を取り消した場合において、当該取消しに係る助成金が既に交付されているときは、期限を定めてその返還を命じることができる。

(補則)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年3月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別表（第4条、第5条関係） 経費	摘要	助成限度額
<p>コミュニケーションを円滑に行うための物品作製費・物品購入費・コミュニケーション支援者の設置に係る費用</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・メニュー、契約書、重要事項証明書等の文書の点字訳、音声訳等に要する経費</li> <li>・コミュニケーションボード、筆談ボード等の作製、又は、購入に要する経費</li> <li>・手話通訳、要訳筆記、等コミュニケーション支援者の設置に要する費用</li> <li>・段差解消スロープ等の購入に要する経費</li> <li>・その他市長が適当と認める費用</li> </ul> <p>ただし、上記に係る経費のうち特定の障害者を支援する場合には、対象は宇部市民に限る。</p>	<p style="text-align: center;">1年につき 20,000円</p>